

# 令和2年7月豪雨による被災者に対する 開発行為許可申請等に係る手数料免除について

令和2年7月豪雨によって被災した建築物の移設又は建替等を行うにあたって、都市計画法に基づく開発行為の許可等に係る申請をする場合、熊本県手数料条例第6条の規定により、当該申請に係る手数料を免除します。

## 1 対象者

市町村長から今回の豪雨による建築物のり災証明書の発行を受け、過去に同一のり災証明書で減免を受けておらず、次のすべての要件を満たす開発行為を行う者

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること
- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること

## 2 免除期間

令和2年7月豪雨発生から令和9年（2027年）3月31日までに建築確認申請を行うことができる期間

## 3 免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- (1) 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）  
※非自己用の手数料を除く。
- (2) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書き）
- (3) 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）

## 4 申請の方法

市町村長が発行したり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

## 5 お問い合わせ先

お問い合わせ先	所在地・電話番号	担当地域等
熊本県土木部 建築住宅局建築課 宅地指導班	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 096-333-2542	手数料減免全般に関すること
県央広域本部土木部景観建築課 (防災センター5階)	〒860-0831 熊本市中央区水前寺6-18-1 (防災センター5階) 096-333-2793	・宇土市・宇城市・下益城郡・上益城郡 ・上天草市・天草郡
県北広域本部土木部景観建築課 (菊池総合庁舎別館2階)	〒861-1331 菊池市隈府1272-10 0968-25-2729 0968-25-2724	・荒尾市・玉名市・玉名郡・山鹿市・菊池市 ・合志市・菊池郡・阿蘇市・阿蘇郡
県南広域本部土木部景観建築課 (八代総合庁舎4階)	〒866-8555 八代市西片町1660 0965-33-3117	・八代郡・水俣市・芦北郡・人吉市・球磨郡